

政令第 号

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十三号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（都市計画法施行令の一部改正）

第一条 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条の表地区計画（市街化調整区域内において定めるものを除く。）の項第五号中「建ぺい率を」を「建蔽率を」に改め、同号ハ中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項第六号中「都市計画施設である」を削り、同表市街化調整区域内において定める地区計画の項第五号中「さく」を「柵」に改め、同項第六号中「都市計画施設である」を削る。

第三十七条の三第二号中「都市計画施設である」を削る。

（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部改正）

第二条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）の一部を次

のように改正する。

第二条中「同項第六号」を「同項第七号」に改める。

（建築基準法施行令の一部改正）

第三条 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三百三十六条の二の五第一項第三号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項第十号中「都市計画施設である」を削る。

## 附 則

この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月三十日）から施行する。

理 由

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都市計画法施行令その他関係政令の規定の整理を行う必要があるからである。